

中英「ビルマ・チベット協定」(一八八六年)の背景

——清末中国外交の性格をめぐる一考察——

箱 田 恵 子

【要約】 一八八六年の「ビルマ・チベット協定」では、ビルマ人の北京への貢使派遣の継続と、英国のビルマ統治とが英国・清朝それぞれによって承認された。一九世紀中国を取り巻く国際環境の変容を、近代条約体制による伝統朝貢体制への挑戦・優越と捉える研究史の文脈からすれば特異な性格を持つこの協定に対し、従来の研究は朝貢という儀礼に限定される中華的宗属関係の特質から説明を行ってきた。つまり、名義上の宗属関係を追求する清朝に対し、英国はハートの建議を入れて「虚名を譲って実利をと」った。しかし、このハートの提案が実はマカートニーと李鴻章への対抗策として作成されたという事実は見過ごされている。また、駐英公使曾紀澤と中国本国との外交方針を「積極」と「消極」・「実利」と「虚名」として対比する分析枠組みが一般的だが、実はこうした清末中国外交をめぐるイメージは、ハートやオコナーあるいは李鴻章という双方の交渉担当者が、各々交渉を有利に進めるために強調したものであり、その背景には、中国西南辺境地域の現状を維持したいが十分な統治能力に欠ける清朝の現実があった。つまり、「虚名(朝貢)」と「実利(ビルマ併合)」との取引が前面にでる背後で、雲南―ビルマ間の国境・通商という重大問題においては、現状維持を認める妥協が、李鴻章とオコナーを中心に図られたのである。

史料 八八巻二号 二〇〇五年三月

はじめに

一八八六年七月二四日、総理衙門大臣と前駐華英国代理公使オコナーとの間で一つの協定が調印された。「ビルマおよびチベットに関する協定」と呼ばれるこの協定(以下「ビルマ・チベット協定」と略記)は、全文五か条の簡単な協定である。

この年一月一日、英国は清朝の属国であるビルマの併合を宣言した。フランスと結び英国に対抗しようとするビルマ国王ティボーに對し、インド総督ダファリンは英国人商會に對する訴訟事件を口実に、一八八五年一月遠征軍を派遣、二〇日あまりで首都マンダレーを落として国王を捕らえると、英国は全ビルマの併合を決定した。こうした新事態を調整するため中英間で締結されたのがこの「ビルマ・チベット協定」である。

一九世紀後半の東・東南アジアでは、「近代条約体制」の原理に基づく國際關係の再編が進んだが、これを中國史の立場から見ると、緩衝地帯たる朝貢國が中國の宗主權から切り離されていく過程として捉えられる。英國によるビルマ併合もこうした「辺境の喪失」の一環である。しかし、琉球やベトナム、朝鮮においては、清朝とこれら諸國との宗屬關係をめぐり、日本やフランスとの間で激しい対立に發展したとは対照的に、「ビルマ・チベット協定」第一条で、英國はビルマ人による貢使派遣の繼續を承認している。

マカートニー使節團（一七九三年）以來の中西間における外交關係の變化を、「近代条約体制」の「朝貢体制」に對する抵抗と優越の過程と看做す研究史の文脈からすれば、この協定は特異な存在である。だがその特異性ゆえにか、これまで十分な注意が払われてきたわけではない。また、この特異性に言及する研究は、中華的宗屬關係の有する特質からその説明を行ってきた。つまり、清朝が重視した宗屬關係とは、「近代条約体制」でいうところの宗屬關係とは異なり、「朝貢」という儀禮に限定され、支配の内実は伴わないものであり、このような名義上の宗屬關係に固執する清朝に對し、R・ハートら英國側は「名を讓つて実をとる」策を採用した、というのがこれまでの説明である。そしてこうした説明は、「虚名」に満足した清朝は「実利」を英國に奪われたのだ、という否定的な評價につながっていく。^①

また、ビルマ問題における中國側の対応を論じる際、先行研究に共通してみられるのは、駐英公使曾紀澤と本国（外政担当者である總理衙門や李鴻章、あるいは西太后を中心とする政權首腦部）の対応とを區別して捉える点である。曾紀澤はイラワジ川上流の通商拠点バモアの割讓を要求し、積極的な對外政策を主張したのに對し、本国側は「朝貢の繼續」という虚

名を重視した、として両者の対応を対比する。^②この時期の中国外交については、積極的な外交を展開した在外公使たちと消極的な本国という対比がなされることが多く、実際そうした側面がないわけではない。しかし、果たして両者の政策はそれほど明確に区別できるのであろうか。この点は再検討を要する。なぜなら、このような分析枠組みはたぶん価値判断に先行されるものであり、以下に述べるように、外交政策の立案・決定過程や交渉経緯に対する詳細な考察から導き出された結論とは言い難いからである。

確かに、「ビルマ・チベット協定」の基本方針は、総税務司ハートの作成した協定案に由来する。しかし、実はこの協定案は、駐英清国公使館の西洋人館員マカートニー^③の、ひいてはその後ろ盾である李鴻章の策動に対する対抗策として作成されたものであり、この点については未だ誰も注意を払っていない。つまり、北京、天津そしてロンドンを舞台に諸勢力がそれぞれの思惑を有しながら、公式・非公式に繰り広げた駆け引きの結果が「ビルマ・チベット協定」なのであり、そこに関わった諸勢力の活動が相互にいかなる作用を持っていたかを検討していくと、当該時期の中国外交において複数の交渉主体が存在した意味が、おのずと問い直されることになる。曾紀澤と本国の外交政策を截然と分かち、それぞれを「実利」と「虚名」として区別・対比することは、清末中国外交に関する重要な要素を見過すことになるのである。

本稿では以上のような問題関心に立ち、ビルマ問題をめぐる中英交渉において、双方の関係者がそれぞれどのような認識を持ち、その外交活動が相互にいかなる影響を与えあったのかという点を重視しながら考察を進めることとする。英国のビルマ遠征が具体化した一八八五年一〇月から一八八六年一月末の英国の政権交代までを交渉前期とし、この時期における中国側、英国側の認識と対応をそれぞれ第一、第二章で整理する。第三章では、英国の政権交替後交渉が行き詰まる中、中英両国がいかにして解決の糸口を見つけたのかを明らかにする。第四章では、一八八六年四月末に一旦交渉中止となったビルマ問題が急遽協定調印に至った経緯を明らかにし、さらに「ビルマ・チベット協定」締結にいたる過程を通じてみえる中国外交に関わる諸勢力の関係を明らかにすることとする。つまり、「ビルマ・チベット協定」の背景を探るこ

とを通じて、清末中国外交を考察する上で看過できないその重要な性格の一面を確認したいと思う。

- ① 清朝の伝統に対する英国側の譲歩について、かつて矢野仁一は「この頃になってこういう朝貢の礼節は、空虚な形式的のもので、実質的利益を収むる代償として廉価なものであると考えるに至ったためでないか」と述べた（矢野仁一『近世支那外交史』、京都：弘文堂書房、一九三〇年、九一五—九一六頁）。近年では、余定邦は、『中国海関与緞緞問題』（中国近代経済史資料叢刊編輯委員会主編、『帝國主義与中国海関資料叢編之二』、北京：中華書局、一九八三年）が収録するハートの電報を根拠に、彼の「讓出虛名、求得實利的詭計」に清朝は嵌められたとする。余定邦『中緞緞係史』（北京：光明日報出版社、二〇〇〇年）、一三五—一三八頁参照。また、李恩涵『曾紀澤的外交』（台北：中央研究院近代史研究所、一九八二年）、二六二—二六八頁も清朝外交に対し同様の評価を下す。なおハートの活動については、Stanley F. Wright, *Hart and the Chinese Customs*, Belfast: Mullian and Son L.T.D., 1950, pp. 554-558 参照。
- ② 前掲の諸研究に対し、張誠孫や茂木敏夫は「伝統」への評価を異にするが、積極的な曾紀澤外交と消極的な本国側という区別・対比を行う点は共通している。張誠孫『中英演繹疆界問題』（北平：哈佛燕京学社、一九三七年）、一二三—一二三〇頁；茂木敏夫『中華世界の『近代』的変容—清末の周辺支配』（溝口雄三他編『アジアから考える【2】地域システム』、東京：東京大学出版会、一九九三年）、二八八—二九三頁。
- ③ 駐英清国公使館の西洋人参事官として三〇年にわたり中国外交に関わったマカートニーについては次の伝記を参照：D. C. Boulger, *The Life of Sir Halliday Macartney K. C. M. G.*, London etc., 1908. なおマカートニーが李鴻章の推薦により駐英清国公使の随員として欧州に赴任する経緯やハートとの関係については、拙稿「清朝在外公館の設立について」（『史料』八六一、二〇〇三年）を参照。

第一章 中国側の対応

乾隆年間にビルマは清朝の冊封を受け十年一貢を約した。だが同じ朝貢国とはいえ、清朝との関係は琉球や朝鮮、ベトナムなどとは比較にもならなかった。実際、一八七九年李鴻章は駐華英国公使ウェードに対し、「ビルマは同治末年に進貢して以降、今まで一度も進貢していないし、我々も今はかの国のことには関与していない」と認めている^①。英国のビルマ支配それ自体を牽制する意思は中国にはなかった。このため一八八五年一〇月にインド総督がビルマに向けて最後通牒を発し、英国のビルマ遠征が具体化した際、曾紀澤は英国によるビルマ支配を前提とした上で、早々に総理衙門に対し次

のような提案を行った。ビルマ領内のバモーを要求し、イラワジ川上流で通商を行い、英国が中国辺界に近づくのを阻止する、というものである。^② 英国のビルマ支配自体ではなく、英国勢力と境界を接することへの警戒から、緩衝地帯の設定を考慮している。これに対し一〇月二四日下された上諭は、まだ英国の意図がはっきりしない段階で交渉を始めることを認めず、また雲南・ビルマ境界地域の地理も不明であったため、まずはバモーの地理関係を調査・報告することを命じた。^③ しかし、李鴻章からもインドで遠征準備が進んでいるとの報告がなされると、北京の政権首脳部も対応の必要性を感じ始めた。翌二五日上諭を下して、「ビルマは朝貢国であり、雲南と隣接している。英国人がその北部を狙っているが、これはただ属国が被害を受けるばかりでなく、さらに案じられるのは我が境界に英国人が迫ることであり、予め措置を講じなければならぬ」とし、雲貴総督岑毓英と雲南巡撫張凱嵩に探查を命じるとともに、曾紀澤には英国の遠征を阻止すべく交渉を命じた。^⑤ 中国本国でも英国勢力が直接中国の境界に迫ることが憂慮されたのである。

この命令に対し、一〇月二八日曾紀澤は英国人材木商の訴訟問題に端を発する今回の英緬衝突の経緯を報告し、すでに一月二一日を期限とした最後通牒が英国より発せられており、遠征を阻むことは難しいと答えた。そして、英国との交渉の際、ビルマが清朝の属国であることを明言すべきかどうか指示を求めた。「属国」を持ち出せばベトナム問題の時のように交渉が複雑化することを恐れたためである。^⑥ だがこの報告に対して下された上諭は、材木商の訴訟問題が原因ならば紛争の調停は可能であるとし、曾紀澤へはビルマは朝貢国であり、中英両国の友誼関係にも関わるので、中国より調停を申し出る旨英国外務省に伝えさせ、雲貴総督には官員をビルマに派遣しこれを教え導くよう、それぞれ命じるものだった。^⑦ 一〇月三十一日曾紀澤は英国外務省にこの上諭の内容を伝えた。^⑧ また総理衙門は十一月一日総稅務司ハートに対し、英国とビルマの衝突の経緯について詳しい調査を依頼した。^⑨

開戦まで秒読み段階であったこの時期の調停申し出に、英国側が応じる理由はなかったが、英国外務省はこの申し出への回答を引き延ばした。ただ、ビルマ国王が最後通牒を拒否し、開戦が決定的となった十一月九日、ソールズベリ外相は

ロンドン市庁舎で行ったスピーチの中で、今回の軍事行動において英国は中国のビルマにおける権利を承認し、また中国の同意と友好を重んじると述べ、中国側の不信感を払拭するべく配慮している。

実際に英外務省が曾紀澤に回答を寄せたのは、マンダレー陥落間近の一月二十六日であったが、中国の調停申し出に謝意を示し、かつ戦後の善後策について中国政府と協議する用意があるというこの回答に、曾紀澤は満足していたらしい。^⑪
二月二日曾紀澤は早速総理衙門に電信を送り、英国のビルマ支配を容認する代わりとして、バモー割譲を要求することを再度提案した。^⑫これに対し総理衙門は、交渉開始に際してはビルマ王位の存続と朝貢の継続を第一要件とし、バモーでの通商は第二要件とすべし、との指示を与えた。^⑬

この方針に従い、曾紀澤は総理衙門と電信をやり取りしながらビルマとの朝貢関係を示す証拠を用意し、英国側との交渉に備えた。英国によるビルマ併合が宣言される中、いかなる形で英国は「中国の権利を承認する」つもりなのか、その回答が中国側に提示されたのは、一月二日の曾紀澤・ソールズベリー会談においてであった。そこでソールズベリーは、ビルマに政治的権限のない宗教的指導者「教王」を立て、これに旧例通り十年に一度北京へ使節を派遣させることを提案したのである。^⑭

曾紀澤は翌一三日に総理衙門にこの英国案を伝え、「もし総理衙門がこの方法を容認するのであれば、以後は専ら境界画定と商務に関する交渉を行うものである」と述べ、また「ソールズベリーは『英国は中国の要求を容れて王を立てるのであるから、中国側も商務については英国に寛大に対処すべきである』と述べた」と報告し、自分としては境界交渉の中でバモー割譲を提起したいと伝えた。^⑮総理衙門は、英国がビルマ王を任命する際、まず先に中国の許可を得るという手順を踏めば最も適切である、として基本的に英国案を受け入れた。そして、商務について英国側が中国に譲歩を求めてきたことに対し、「英国はビルマ全土を包括し、その手にした利益はすでに大きく、王を立て朝貢を継続させるといった虚文ではつりあわない。バモーまでの領土拡張をこちらの条件にして議論し、あくまで他の要求を防がなければならない」との

指示を与えた。^⑮ この後中英両国はロンドンで境界と商務問題の交渉に入る。具体的には曾紀澤の代理であるマカートニーと外務省のP・カリーとの間で一月二三日から交渉が行われた。総理衙門の意向としてバモー割譲を主張するマカートニーに対し、カリーは、バモーに中国の通商租界を設置する、中国商船のイラワジ川自由航行を認める、という形で通商問題の解決を提案し、領土についてはサルウィン川東岸のシャン族の土地を割譲することで譲歩を求めた。^⑯ 一月三〇日曾紀澤は「交渉は順調に進んでいる」と報告したように、交渉は中国側に有利に進んでいた。ところが一月末に英国の政權が交代し、新外相ローズベリは、ソールズベリが承認した事項を一旦白紙に戻し、ビルマ入りしたインド総督の報告を待つて再度協議したいと曾紀澤に通告した。^⑰

以上、本章ではビルマ問題に関する中英交渉の前期部分について、中国側の視点から整理を行った。ここで明らかになつたように、英国のビルマ併合によって中国が直面した重要問題は、英国勢力と直接境界を接することであった。確かに清朝の宗主国としての体面を保つため、ビルマ王国の存続と朝貢の継続は第一要件とされたが、このような「虚名」に満足して終わつたわけではない。英国が内陸貿易路を確保しようと長年にわたり画策してきたことは中国側も十分承知しており、ビルマ併合によってその危機が差し迫つたものとなつた。これに対処する必要性に関して、曾紀澤と総理衙門など本国との認識は共通している。この点に留意しながら、次章では同じ時期の交渉過程を、今度は英国側の視点から見てみよう。

- ① 『李文忠公全集』譯署函稿、卷九、光緒五年五月初六日(一八七九年六月五日)「與英國威使晤談節略」、頁一。ただし李鴻章は続けて「不過緬甸係中土屬國、你們若與緬甸動兵、先給我們一箇信、就於彼此交誼無礙、與日本辦琉球情形不同。」と述べている。
- ② 『清季外交史料』卷六一、「使英曾紀澤致總署英取緬北我宜取八幕電」、頁一六。なお曾紀澤がバモー占拠を主張したのはこれが最初ではない。一八八五年初めにバモーで反乱が発生、これに乗じて当地を占拠することを提案した(『清季外交史料』卷五二、頁九一—一〇)が、醇親王がこれに反対した。なお醇親王もこの際「緬又生事。該國受脅於英、近未朝貢。……英必藉此據緬、或認為彼屬」と述べている(『文獻叢編』第七輯「醇親王奏議致軍機處尺牘」、頁四一五)。
- ③ 『李鴻章全集』(一)電稿一(顧廷龍・葉垂廉主編、上海人民出版社

杜、一九八五年）、光緒十一年九月十七日（一〇月二四日）戌刻到「譯署致會侯」、五六二—五六三頁（以下「李鴻章全集（一）」と略記）；「清季外交史料」卷六一、「使英會紀澤致總署英取緬北我宜取八幕電」附旨、頁一六一—一七。

④ 「李鴻章全集（一）」、光緒十一年九月十七日巳刻「寄譯署」、五六二頁。

⑤ 「德宗實錄」卷二六、光緒十一年九月癸丑（十八）（一〇月二五日）、頁四。

⑥ 「李鴻章全集（一）」、光緒十一年九月二十一日（一〇月二八日）酉刻到「會侯致譯署」、五六四—五六五頁。

⑦ 「李鴻章全集（一）」、光緒十一年九月二十三日（一〇月三〇日）戌刻到「譯署致會侯」、五六六頁。

⑧ Ian Nish ed., *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part I, Series E, Asia, 1860-1914*, Vol. 23, Doc. 2, Memorandum from Foreign Office, pp. 3-4. の外務省作成の覚書は、一八八五年一〇月末から一八八六年一月末までの中英交渉に関する主要文書を収録しており、当該時期の交渉経緯につき、その流れを知る上で便利な史料である。

⑨ *Archives of China's Imperial Maritime Customs Confidential Correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell 1874-1907*, Vol. 3, Telegraph No. 1379, Hart to Campbell, No. 292, Nov. 2, 1885, p. 1208. なお、ハートが調査結果を総理衙門に報告したのは開戦後の十一月二日であった。「清季外交史料」卷六一、光緒十一年十月初六日（十一月二日）「稅司赫德呈總署英國向緬甸提出賠罪辦法電」、頁三三—三三三。

⑩ Ian Nish ed., *op. cit.*, Doc. 2, p. 5. のスピーチについては、中央研究院近代史研究所檔案館所蔵の「緬甸檔」に、會紀澤より総理衙門

に報告された中国語訳を確認できる（総理衙門檔案〇一—三三、四一—「照錄頒答詞一冊」）。一八八〇年代の中英関係については、おもに朝鮮問題に焦点をあてた研究が積み重ねられており、国際的な英露対立という構図の下、中英両国は事実上の「同盟」関係にあったとされる。それはこのビルマ問題と同時期に起こった巨文島事件での中英交渉に端的に見られ、英国は清朝の朝鮮における権利の承認を明示したとされる。英国のそのような外交方針は、清朝のビルマにおける権利に配慮を示すこのスピーチにも共通する。ただ、当時の朝鮮が関係各国の思惑入り乱れる「国際問題」であったのに対し、ビルマ問題においては第二章に述べるようにインド省の方針もまた重要な鍵を握っていた。またインド総督はインドから直接北京に特使を派遣し、ビルマ問題の交渉をインド側から行いたい意向を有していた（但しこれは中国側に拒否された）。なお一八八〇年代の朝鮮半島を舞台とした関係各国の攻防とそれぞれの外交政策について、岡本隆司「属国と自主のあぐだ」（名古屋：名古屋大学出版会、二〇〇四年）参照。

⑪ FO17/1000, Salisbury to Marquis Tseng, Nov. 26, 1886; 「李鴻章全集（一）」、光緒十一年十月二十一日（十一月二七日）酉刻到「會侯致譯署」、五七七頁。

⑫ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 3, Telegraph No. 1436, Campbell to Hart, No. 567, Nov. 28, 1885, p. 1217.

⑬ 「李鴻章全集（一）」、光緒十一年十月二十六日（十二月二日）戌刻到「會侯寄譯署」、五七九頁。

⑭ 「李鴻章全集（一）」、光緒十一年十月二十九日（二月五日）申刻到「譯署致會侯」、五八〇頁。

⑮ 「清季外交史料」卷六一、「使英會紀澤致總署詢乾隆時緬王金印式樣電」、頁二九・同書、同卷、「總署致會紀澤說明緬王金印式樣電」、頁三〇・同書、同卷、「總署致會紀澤奉旨緬以地讓英未告中国宜預籌

電」頁三二：「李鴻章全集(一)」光緒十一年十二月二十一日(二月三日)申刻到「曾侯致譯署」五九七頁。

署致曾侯」六〇七頁。

⑩ FOI7/1060, Salisbury to O'Conor, No. 9, Jan. 12, 1886;

⑨ FOI7/1060, Memorandum by Sir P. Currie, Jan. 23, 1886;

⑪ Boulger, *op. cit.*, pp. 415-417.

Memorandum by Sir P. Currie, Jan. 28, 1886.

⑫ 「李鴻章全集(一)」光緒十一年十二月初九日(二月三日)未刻到「曾侯致譯署」六〇七頁。

⑫ 「李鴻章全集(一)」光緒十一年十二月二十六日(二月三〇日)未刻到「曾侯致譯署」六一六頁。

⑬ 「李鴻章全集(一)」光緒十一年十二月初十日(二月一四日)「譯

⑬ 「李鴻章全集(一)」光緒十二年正月初九日(二月二日)申刻到「曾侯致譯署」六一六頁。

第二章 英国側の思惑

ビルマに「教王」を立てこれに進貢を継続させるという、所謂「虚名を譲って実利をとる」政策を英国が採用した点について、これがハートの発案であることはすでに指摘されている通りである。⑪ただ、このハートの提案は一八八五年一月下旬の時点で一度英国政府に退けられている。それが先に見たように一八八六年一月初めに再び採用され、さらにまた撤回されたのである。この度重なる政策変更の裏にはいかなる事情が隠れていたのか。本章ではこの点を明らかにしたい。

一八八五年一〇月曾紀澤がバモー割譲を提案していた丁度その時期、この動きと対応するように一〇月一九日付けの『タイムズ』に「中国とビルマ問題」と題する記事が掲載された。この記事は、英国によるビルマ併合を前提とした上で、上部ビルマが英国領となれば中英両国は国境を接することになるが、中国はこれを嫌うはずであり、両国間の内陸通商を促進するためにはむしろバモーあたりにまで中国側の領域を拡大させ、バモーをキャフタのような交易都市にしたほうがよいと提案している。⑫海関のロンドン局長キャンベルは、この記事の背後にマカートニーの工作を感じとった。⑬そもそもバモー割譲という考えは、曾紀澤ではなくマカートニーの発案であるというのが関係者大方の見方であった。キャンベルは、すでにマカートニーは英外務省と交渉に入っており、彼の提案に外務省やインド省も関心を寄せていると感じていた。⑭こうしたマカートニーの動きについて、キャンベルから報告を受けたハートは、一月二日キャンベルに対し指示を与

え、以下のような電信を英外務省事務次官ボンスフォートに伝達させた。それは、一月一日総理衙門大臣がハートに英緬間の衝突について調査を依頼した際、総理衙門大臣は曾紀澤を介すると問題が扱われる恐れがあるので、ハートを通じて非公式に調査を行って欲しいと述べた、というものである。^⑤ また翌三日には、英国が遠征軍を出せば中国も雲南からビルマに派兵するであろう、と警告し、問題の解決策として、①中国の調停申し出を受ける、②英国がビルマを保護国とした場合、かわりに中緬間の朝貢関係を継続させる、という二案を提示し、自分としては第二案のほうが中英双方にとって有益であると思われる、との考えを伝えた。^⑥ この提案に接した英外務省は戸惑いを禁じえなかった。すでに中国側は、曾紀澤を通じた正規の外交ルートで調停を申し出ていたからである。^⑦ ボンスフォートからこの点を指摘されたキャンベルは、曾紀澤は本国の訓令を得ず勝手に動いたのだと答えたが、これは第一章で確認した事実と矛盾する。また友好国として英国に調停を申し出ている中国が、ビルマ問題に実力で介入するとはどういうことなのか。ハートの報告と曾紀澤の対応とが示す矛盾に外務省が困惑しているのを感じ取ったキャンベルは、ハートに対しこの矛盾を説明するよう求める電信を送った。^⑧ その際は「曾紀澤が成功すればマカートニーの功績になります」との憂慮も伝えている。^⑩ ハートは、曾紀澤は総理衙門の訓令なしで動いているとの説明を繰り返し、ロンドンの公使館と北京の総理衙門との意見の相違を強調した。^⑪

さらに一月一四日には、ハートはキャンベルを通じてボンスフォートに次のような極秘電を送った。つまり、総理衙門はこのたびのビルマ問題に関し、ハートに中英間の調整を非公式に行うことを依頼したというのであり、「このようにビルマ問題の交渉が私に一任された以上、今後曾紀澤との間では合意も約束も議論も避けてください」と要請した。^⑫ そして自らの具体的な協定案を提示した。ハートの協定案の要点は二つ、第一は、英国のビルマ支配を中国が認めるかわりに、英国は中緬間の朝貢継続を認める、第二は、中国は雲南省内のどこかの都市を内陸貿易に開放し、そこでは沿海の開港場と同様の関税制度を適用する、というものであった。^⑬

総理衙門大臣がハートに対し実際にどのようなことを言ったのか、それを示す中国側の史料がないので確かなことは分

からない。しかし少なくともハートが主張するような、曾紀澤は本国の訓令を受けていないなどということは先に見てきた事実と矛盾する。曾紀澤と総理衙門は見解を異にするというイメージは、ハートによって過度に強調されているとの感
は否めない。そしてそれは、曾紀澤にというよりもむしろマカートニーに対抗し、対清外交の主導権を握ろうとする意図
によるものであった。総稅務司として、また総理衙門の政治顧問的な存在として中英外交に密接な關係を有するハートと
しては、李鴻章の代理人であり同じ英国人でもあるマカートニーが、英国政府の支持を得て中英外交に主導的な立場を獲
得することは、黙って見過ごすことのできない事態であった。^⑩

また、彼の協定案の第二点は重要である。ハートにとって、中国に朝貢という「虚名」を認めるその目的は、ビルマ・
雲南間の内陸通商路の確保にあった。そして、マカートニーが背後で画策したとされる『タイムズ』の記事もまた、中国
との内陸通商をいかにして發展させるかを論じたものであった。両者の求めるところは同じであるが、その解決方法に決
定的な相違がある。ビルマ領側に交易地を設定する方法は、ビルマ・雲南の境界地域を行き来する現地人や中国人に通商
の実権を握らせるものである。ハートはキャンベルにこの計画の絶対阻止を命じ、バモー割譲のような要求は名分を重ん
じる北京の意思ではないと主張した。^⑪

だがハートの協定案には重大な問題があった。彼の協定案は英国によるビルマの保護国化を前提としていたが、英国軍
の快速撃が続く中、英国ではビルマ併合という選択肢が次第に現実味を帯びていた。^⑫ビルマ王国が形だけでも存続すれば、
北京に使節を送る主体も存在する。だが、英国領となつたビルマから清朝皇帝へ、誰がどのような立場で使節を送ること
ができるのか。この点ビルマ併合を前提としているマカートニー案の方がインド省の意向に沿うものだった。^⑬

また、ハートは自身の協定案を、名分を重んじる清朝政府の性質を考慮したものだと言張するが、同じく北京に駐在す
るオコナーはこの点に疑義を呈した。オコナーは外務省に、ハート案は「専ら英国やインドの利益という観点から考慮さ
れており、中国の政治的感情から導かれた必要な譲歩とは思えない」とする自身の意見を伝えている。^⑭李鴻章の言動に注

意するオコナーが、ハートの協定案をこのように評したことも、この時期英国政府がハート案を退ける方向に傾く要因の一つになったことは想像に難くない。

一八八五年一月末の時点では、中国とビルマとの朝貢関係を前提とするハート案は英国政府の支持を得られなかった。インド省は中国とビルマとの間に「朝貢関係」が存在したとは認めない姿勢であった^⑩。ソールズベリは一二月三日付けの覚書で、中国がビルマに有するという権利について、記録や慣習によつて確証されるものについて英国政府はこれを検討する用意が有る、と曾紀澤に伝えた^⑪。このため第一章で確認したように、曾紀澤と総理衙門は朝貢関係を示す証拠の準備に努力したのである。

だが、英国側が「教王を立てる」との提案を行ったことから、この問題はさしたる困難もなく解決し、交渉は実務レベルに移行した。では、なぜこのような方針の転換が起こったのだろうか。

ハートは一月八日付けのキャンベルに宛てた書簡の中で「ビルマ問題について、私たち（オコナーと私）は今密かに工作中で、うまくいっていると思う」と述べている^⑫。これを裏付けるように、一月七日オコナーは英外務省に向けて次のような電報を送っている。つまり、総理衙門大臣と会談したところ、彼らはビルマにおける中国の権利とは朝貢に限られると述べており、彼らは英国の統治自体には干渉するつもりはない、王国存続・朝貢継続という彼らの要求に同意すれば、边境貿易において譲歩を得うる、という判断であった。この電報は同時にインドにも送られている^⑬。

一月の時点ではハート案に賛成ではなかったオコナーが、なぜ考えを変えたのか。この点について示唆を与えてくれるのが一月二日付けの報告書である。総理衙門大臣との会談の模様を報告する中で、彼は次の点に重大な関心を寄せていた。つまり、総理衙門大臣たちは英国と直接境界を接することに強く反対しており、緩衝地帯の設定を希望していた。こうした総理衙門側の態度を受け、オコナーは「バモー地域の領土割譲に同意することは、必ずや外国製品の流入に対する障害となり、边境貿易の促進や発展というより、むしろこれを妨害するものとなるであろう」と本国に警告している^⑭。オ

コナーもまた、英国勢力をその辺境から遠ざけようとする中国に対し緩衝地帯の設定を容認することは、内陸貿易の促進には繋がらないこと、これを促進するためには「虚名」という別の交換条件を提示するほうが得策であること、というハートと同じ結論に達したのである。

インド総督もまた中華世界の伝統に対して利用価値を認めるようになっていた。仏教国であるビルマを統治するにあたり、その宗教界との関係をいかに処理するかという問題があり、そこでキリスト教徒の自分たちよりも、同じ仏教国である清朝皇帝に白羽の矢を立てたのである。宗教的要素を含めた「教王」(Spiritual Sovereign) という形式を提案したのは、インド総督の側であった。^②

こうして英国側は「虚名」を譲る代わりに、英国側に有利な形でビルマ・雲南間の辺境貿易促進を求め、これに対し総理衙門はバモー割譲を求める曾紀澤の方針を支持したことは第一章で確認した通りである。

だが、ここでもまた英国側の政策が一転する。今度の政策転換もまたインド省の方針と関連していた。二月一九日インド相キンバレーは「教王を立てる」との提案を破棄する決定を下した。中国は儒教国であり、清朝皇帝はビルマの宗教的指導者を任命する役割に相応しくないと意見がインド省では強く、またビルマ現地で清朝とビルマとの歴史的関係を調査した結果、ビルマが清朝に「朝貢」していた事実を確認することはできない、それは「友好的な書簡と贈り物」を交換していたにすぎず、それも中国西部における回教徒の反乱以降行われていない、との結論に達したのである。^③

「教王を立てる」というインド総督の提案により、中英両国はひとまず宗属問題をめぐって対立する事態を回避することができたのだが、その計画が破棄されてしまった今、両国はいかにしてこの難題に対処したのだろうか。章を改めて論じることとする。

① 余定邦前掲論文、一三三頁；S. Wright, *op. cit.*, pp. 555-558.

② "China and the Burmese Question," in *The Times*, Oct. 19, 1885.

p. 8.
③ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2 Letter No.

- 1362, Campbell to Hart, Z/392, Oct. 23, 1885, p. 245; Vol. 3, Telegraph No. 1373, Campbell to Hart, No. 531, Oct. 24, 1885, p. 1207.
- ^④ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2 Letter No. 1362, Campbell to Hart, Z/392, Oct. 23, 1885, p.245; Letter No. 1365, Campbell to Hart, Z/394, Oct. 30, 1885, p. 251.
- ^⑤ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 3 Telegraph No. 1379, Hart to Campbell, No. 292, Nov. 2, 1885, p. 1208.
- ^⑥ *Ibid.*, Telegraph No. 1381, Hart to Campbell, No. 293, Nov. 3, 1885, p. 1208.
- ^⑦ *Ibid.*, Telegraph No. 1380, Campbell to Hart, No. 536, Nov. 3, 1885, p. 1208.
- ^⑧ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2 Letter No. 1369, Campbell to Hart, Z/397, Nov. 6, 1885, p. 255.
- ^⑨ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 3 Telegraph No. 1384, Campbell to Hart, No. 539, Nov. 6, 1885, p. 1209.
- ^⑩ *Ibid.*
- ^⑪ *Ibid.*, Telegraph No. 1386, Hart to Campbell, No. 294, Nov. 7, 1885, p. 1209.
- ^⑫ *Ibid.*, Telegraph No. 1397, Hart to Campbell, No. 298, Nov. 14, 1885, p. 1211.
- ^⑬ *Ibid.*, Telegraph No. 1399, Hart to Campbell, No. 299, Nov. 15, 1885, p. 1211.
- ^⑭ 清仏戦争において両国間の調停に成功し、また一八八五年三月駐華英国公使パークスが在職中に死去するとその後任に推挙されるなど、一八八五年当時中国外交においてハートの果たす役割は重要を増していた。だが後任総稅務司の有力候補として、津海關稅務司であり、李鴻章のアドバイザー的存在であったデトリングを推す動きがあり、

ハートは駐華公使就任を辞退して総稅務司の地位に留まった。この時期のハートとパークスとの対抗関係については、つづいたハートと李鴻章との関係に留意が必要である。S. Wright, *op. cit.*, pp. 534-542.

- ^⑮ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 3 Telegraph No. 1422, Hart to Campbell, No. 311, Nov. 24, 1885, p. 1215.
- ^⑯ 一月四日附寄るキャンベルの併合については、あく保護國化が選択をせざるを得ない（*Ibid.*, Telegraph No. 1383, Campbell to Hart, No. 538, Nov. 4, 1886, p. 1209）と、一六日には新聞の併合政策を支持するキャンベルとハーディの辯論がある（Telegraph No. 1402, Campbell to Hart, No. 549, Nov. 16, 1885, p. 1212）。
- ^⑰ ハート案の「この併合は、形式の朝貢の併合政策と矛盾する」との回答があり（*Ibid.*, Telegraph No. 1413, Campbell to Hart, No. 555, Nov. 20, 1885, p. 1213）、ヘンリー相の秘書官から「協定は時期尚早で、今ビルマの将来を決定するつもりはございません」、併合の可能性は保持しておかなければならぬ」と伝えられたキャンベルは、インド省がマカオとニヤタイムズの記事の提案を支持しているのは明らかだとハートに報告している（Telegraph No. 1415, Campbell to Hart, No. 556, Nov. 20, 1885, pp. 1213-14）。
- ^⑱ FO17/987, O'Connor to Salisbury, telegram No. 69, Nov. 19, 1885; O'Connor to Salisbury, No. 459, Nov. 19, 1885。オ'Connorは中國側がビルマ遠征に介入する恐れは低いと読んでおり、李鴻章の言葉など様々な情報を総合するに、具体的な条件を提示して中國側と交渉するには時期尚早であると判断した。この中で「李鴻章の言葉」の具体的な内容を示していないが、先に見たように、李鴻章はビルマとの関係を過去のものとしており、英國のビルマ併合自体は中國外政担当者も想定していたことが影響しているだろう。

⑭ インド省は、アヴァに保存されていた一七六九年の清緬条約のビルマ側テキストを英訳したものを根拠として、清朝とビルマとの間には「朝貢関係」は存在しなかったという立場をとりつづけた。²⁴ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, vol. 3 Telegraph No. 1415, Campbell to Hart, No. 556, Nov. 20, 1885, pp. 1213-14; Boulger, *op. cit.*, p. 416.

⑮ FO17/1000, Salisbury to Marquis Tseng, Dec. 23, 1885.

⑯ *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2 Letter No. 1387, Hart to Campbell, Z/246, Jan. 8, 1886, p. 284.

⑰ FO17/1060, O'Connor to Salisbury, Telegraph No. 3, Jan. 7, 1886.

⑱ FO17/1060, O'Connor to Salisbury, No. 5, Jan. 7, 1886. 一月二三日キャンベルがボンスフォートと会談した際、ボンスフォートも中

国へは「朝貢」のかわりにバモー割譲を許してもいいと述べており、英外務省でもバモー割譲という選択肢はかなり現実味をもって検討されていたことがわかる(*Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2 Letter No. 1377, Campbell to Hart, Z/400, Nov. 27, 1885, p. 268)。²⁵

⑲ FO17/1062, E.N., *Chinese Claims to Sovereignty over Burma*, Mar. 31, 1886, Chap. 2, p. 1; FO17/1060, O'Connor to Salisbury, No. 10, Jan. 10, 1886. ヨルバ王位について、チャーボアの王子を即位せよとビルマが仏・伊との間で締結した条約も効力を有することとなり、英国側には受け入れ難い。清朝がビルマと同じ仏教国であるとは、もとより正確な認識ではないが、インド総督による「教王」提案はこうした難題を解決する妙案であった。

⑳ *Ibid.*, pp. 2, 5-6.

第三章 李鴻章・オコナー会談

中国側が「ビルマ王国存続・朝貢の継続」を第一要件とする中、「教王を立てる」という提案が撤回されたため、ビルマから北京に使節を派遣する主体がいなくなってしまった。曾紀澤と英外務省の間では、「教王」にかわる別の形式を捜さなければならなくなった。英外務省は使節の派遣形式として、雲南とビルマの地方官レベルと、清朝皇帝と英国女王の間での使節交換という二案を提示した。²⁶

しかし、「進貢」の名義が立たないこれらの提案を北京が容れるわけもなく、曾紀澤に対し、「いま王を立て朝貢させる件については、先の口先だけの約束を盾にとって争っても無駄であるので、しばし棚上げして提議する必要はない。まず

イラワジ川流域の境界面定とバモーの通商問題とを協議せよ」との上諭が下された。^②この命令に対し曾紀澤は、「界務と商務を議論することは英国がビルマを滅ぼしたことを承認することです。同時に貢務について議論しなければ、あとで再び議論することは難しいでしょう」と回答し、ビルマ総督にビルマ王の旧例に照らして十年に一度北京に進貢させる形で妥協してどうかと進言した。^③だが翌日下った上諭は曾紀澤の意図するところに答えていない。朝廷は「王国存続・朝貢継続」を第一要件とし、バモー通商を第二要件とせよと命じてはいたが、この二つの要件の間に関係があるとは看做していなかった。この二つの要件は、英国側からみれば交換条件になっているのだが、朝廷はそのような見解はとらない。またこの上諭は「ビルマ総督との往来などなおさら国体を損なうもので、断じて行うことはできない」とも述べている。一方、三月一七日曾紀澤は英外務省から「中国がビルマ総督からの使節派遣を容認できないのであれば、一切の交渉を中止する」との通告がなされたと報告している。^④形式的でも「ビルマ王」を立て、これに進貢を行わせたい中国側と、ビルマ長官による使節派遣を主張する英国側とで交渉は行き詰まった。

ここで両者の間を調整し妥協の糸口を提示したが、オコナーと李鴻章であった。三月二七日オコナーはローズベリに対し電信を送り、李鴻章は慣例に則った進貢を継続するなら、ビルマ総督あるいはビルマ統治の責を負う行政官の名義で使節を派遣する方向で、現在の行き詰まりを打開したいと考えている、領土割譲については一切ほめかしていない、と報告している。^⑤オコナーの同日付けの報告書によれば事の経緯は次のようである。数日前から北京に来ていた李鴻章は、オコナーに向かって、西太后との間でビルマ問題について相談し、この時西太后から朝廷の有力な大臣や官僚たちはビルマ王位の回復を主張していることを耳にしたと語り、清議派の強硬意見についてオコナーの注意を喚起した。また李鴻章は、朝貢の継続は清朝の体面を保つためには不可欠であり、この際ビルマ総督あるいはビルマ統治の責を負う行政官の名義で、旧例に従う形で進貢を継続させることで妥協できないか、とも語ったという。その際李鴻章は領土割譲について一切ほめかすことはなかった、とオコナーは最後に書き添えている。^⑥

李鴻章がここで示している解決案とは、先に曾紀澤が提案した方法であり、当時朝廷は「国体を損なうもので、断じて行うことは出来ない」と反対していた。ところが、四月三日総理衙門は条件つきだが「ビルマ総督による進献という案について、我々も融通して協議してもいい」と言い出しており、上記のような経緯から考えて、李鴻章を中心に北京で調整が図られたことがうかがわれる。但し、朝廷が「ビルマ王位回復」という名分論を第一とする姿勢に変更はなく、これに對し李鴻章が表立って反応している形跡も見られない。

一方、オコナーはこの妥協案にどのような利点があると判断したのか。これについては、彼がローズベリへの報告書に書き添えた「李鴻章は領土割譲について一切ほのめかしていない」という点が重要な意味を持つ。これより前の三月六日、オコナーはバモー問題について、李鴻章との間で次のようなやり取りがあったことを報告している。つまり、李鴻章はしばしば「バモー割譲は英国のビルマ支配を容認するかわりに中国が要求するべき当然の権利」だと語っているとの報告が、駐天津英国領事ブレナンからなされた、そこでオコナーはブレナンを通じて李鴻章に「バモーのような両国にとって価値のない土地をめぐる、早急に友好的に解決したいと願っている問題を複雑にしないでほしい」と告げさせたところ、李鴻章は喜んでこれを聞き、ブレナンの問いに答えて「バモー割譲の要求は曾紀澤の考えで、おそらく曾はマカートニーから示唆を受けたのだろう」と語ったという。ここでオコナーは、バモー割譲の要求とは曾紀澤の意見であるとの言質をとったと看做し、早速翌日に、バモー割譲要求は曾紀澤の意見であつて総理衙門の意に非ず、との電信を本国に送っている。^⑨

この三月六日の報告と三月二七日の報告とを合わせて考えると、オコナーとしては、「朝貢問題」で英国が譲歩するかわりに、中国からは領土的要求はしないという方向で、李鴻章との間に妥協が成立しようと言いたいのだろう。李鴻章側の史料が無いのでこれはあくまでオコナーの見方によればの話だが、李鴻章という存在を介することにより、ようやくハートの提案した「虚名を譲って実利をとる」という政策が現実のものとなってきたのである。オコナーと李鴻章の会谈内容はインド省へも報告され、その判断が待たれた。^⑩

ただし、ハートにとって「実利」とは雲南省内に交易場を開設することだったが、オコナーはそこまでは言及していない。この点は注意を要するので、第四章で詳述する。

四月二五日上諭が下り、曾紀澤は後任の劉瑞芬が間もなくロンドンに着任することから、帰国を命じられる。ビルマ問題については、英国側はビルマ王位回復を認めない上、国境画定交渉は関係重大であるため、曾紀澤が帰京したら皇帝より直接下問し、その後に決定することとされた。^⑮しかし、実際には曾紀澤の帰京を待つことなく、総理衙門とオコナーの間で「ビルマ・チベット協定」が調印されたのである。

- ① 『李鴻章全集（一）』、光緒十二年二月初二日（三月七日）亥刻「曾侯致譯署」、六四八頁。
- ② 『李鴻章全集（一）』、光緒十二年二月初四日（三月九日）亥刻到「譯署致曾侯」、六五〇頁。
- ③ 『李鴻章全集（一）』、光緒十二年二月初九日（三月一四日）午刻到「曾侯致譯署」、六五二頁。
- ④ 上諭の内容は以下の通り…「允諭界務商務、既為認英滅緬、即辦到遣使呈儀何獨不然。況與緬督往來、尤失國體、斷不可行。前論本以存緬為正辦、而以該大臣八募通商原議為第二步、此時仍宜堅守存祀前說、與之始終力爭。縱爭之不得、尚可留待異日也。」（『李鴻章全集（一）』、光緒十二年二月初十日（三月一五日）戌刻到「譯署致曾侯」、六五二頁）。
- ⑤ 『李鴻章全集（一）』、光緒十二年二月十二日（三月一七日）申刻到「曾侯致譯署」、六五三頁。
- ⑥ FO17/1062, O'Connor to Rosebery, telegram No. 17, Mar. 27, 1886.
- ⑦ FO17/1062, O'Connor to Rosebery, No. 108, Mar. 27, 1886.
- ⑧ 『李鴻章全集（一）』、光緒十二年二月二十九日（四月三日）巳刻到「譯署致曾侯」、六五五頁。
- ⑨ FO17/1061, O'Connor to Rosebery, No. 73, Mar. 6, 1886.
- ⑩ FO17/1061, O'Connor to Rosebery, telegram, Mar. 7, 1886. なお、三月一〇日には St. James's Gazette に「ベモール割譲要求は北京の意思ではなく欧州に駐在する清国公使館の、もっと具体的に言えば欧州人館員の発案だ」という記事が掲載されたらしい（*Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2 Letter No. 1403, Campbell to Hart, Z/417, Mar. 12, 1886, p. 301.）。
- ⑪ インド省から外務省に回答が届いたのは五月二二日。インド省も李鴻章が総理衙門を説得できたのであればこの形式で使節派遣を継続するつもりに同意している。FO17/1063, Godley to Pauncefort, May 21, 1886.
- ⑫ 『李鴻章全集（一）』、光緒十二年三月二十二日（四月二五日）巳刻到「譯署致曾侯」、六六二頁。

第四章 「ビルマ・チベット協定」調印

上諭により、曾紀澤の帰京を待つて決定を下すことになっていたにもかかわらず、七月二四日総理衙門はオコナーとの間に協定を締結した。^①このような展開の変化は、英国人マコーレーを団長とするチベットへの使節団派遣計画と、これが引き起こしたチベットにおける混乱によってもたらされた。

ビルマ・雲南からさらにチベットへの内陸通商路を確保しようとする英国は、すでに一八六八年と一八七四―五年に探検隊を派遣していた。第二回目の探検隊派遣にあたり、これに同行するため派遣された駐華英国公使館のマーガリーが雲南辺境で殺害される事件が発生、この「マーガリー事件」を口実に、駐華公使ウエードは中国に対して様々な要求を行い、これを解決するため、李鴻章とウエードの間で一八七六年芝罘協定が締結された。この芝罘協定の「特別条項」において、英国が一八七七年到北京から甘肅・青海を経て、または四川・チベット経由でインドに探検隊を派遣する場合、中国はその安全を保証する措置をとることが規定された。^②英国がこの協定を批准した一八八五年、チベットへマコーレー使節団を派遣することが中国側に通知された。一八八五年一〇月マコーレーがインド・チベット通商について交渉するため北京に向かっているとの報がもたらされると、芝罘協定に定めるように使節団の安全を確保するべく、四川総督丁寶楨と駐藏大臣セレンゲ、幫辦大臣崇綱に対し、官吏を派遣してチベット人に使節団のチベット入りを認めるよう教え導くことと命じる上諭が下った。チベット人の間では西洋人に対する猜疑心が強く、マーガリー事件のように使節団との間で事変を引き起こすことが懸念されたためである。^③

一八八五年一月北京に到着したマコーレーに対し、総理衙門は芝罘協定に従い「護照」を発給、一八八六年五月二九日には李鴻章を通じてマコーレー使節団の構成人数が総理衙門に知らされた。^④

だが、ここで総理衙門は突然、使節団派遣の延期をオコナーに申し入れた。駐藏大臣より、英国人使節団派遣の知らせ

にチベットで混乱が生じており、あくまでこれを阻もうとするチベット人が英国人に危害を加える恐れがある、との報告がなされたためである。^⑤芝罘協定によって使節団の安全を保障する義務を課せられている中国としては、チベット人が使節団と衝突するという事態は、まさにマーガリー事件とその後苦しい交渉という悪夢の再演を意味する。さらに、マーガリー事件の際には中国はその管轄外である「野人」の犯行であると主張し、それによって雲南地方官の処罰を要求するウエードに対抗したが、チベットに関してこのような言い訳をすることはできない。もしそのような言い訳をすれば、それは即ち中国のチベット放棄を意味する。

このため総理衙門は五月三一日に、オコナーに対し使節団派遣の延期を要請し、英国が芝罘協定の「特別条項」を放棄するなら、ビルマ問題の早期解決を承諾してもよいと提案した。オコナーもまたこの機会を利用し、協定案は自身が作成することを提案した。^⑥その後協定の具体的な規定をめぐって、両者の間ではしばらく激しい応酬が交わされるが、七月二四日「ビルマ・チベット協定」の調印にこぎつける。この「ビルマ・チベット協定」では、前述のように第一条で英国はビルマから中国への十年一貢の継続を認め、貢使にはビルマ人を充てることを約した他、第二条では中国は英国のビルマにおける支配権を承認することが規定されている。懸案の国境問題については、第三条で専門委員を派遣して調査・画定することとし、また同条では通商についても別に協定を締結することを約している。第四条では、芝罘協定で認められたチベットへの使節団派遣について、英国はその撤回を承諾し、再開時期についてはチベット現地の状況を勘案し、英国側は使節受け入れを強要しないことが約束された。^⑧

以上、ビルマ問題が急遽解決に向かった経緯を説明したが、中国側はともかく、陸路通商路の確保を長年企図してきた英国側にとって、国境・通商問題の決着を先送りにしたこの協定は、満足のいくものであったのだろうか。芝罘協定によって英国がチベットへの内陸通商路を開拓することは、本来中国側も拒めないはずであり、中国側の困難な状況を熟知しているはずのオコナーは、なぜこのような協定を作成し調印したのか。この時期まだ雲南との境界地域では、ビルマ人に

よる抵抗が続いていた事実のひとつの説明になる。ただ、この点について李鴻章の対応を考慮にいれてみると、もうひとつの説明が出来るのではないかと思われる。ここで今一度李鴻章の対応を整理したい。

一八八六年一月三日付けの曾紀澤に宛てた書簡の中で、李鴻章は「(ビルマ問題について)しばしば電信にて総署と相談しているのを拝見し、その大体を知っているが、朝廷の求めているのは進貢の虚名で、バモー・新街を割譲させようとの説については、恐らく雲貴総督にはこれを遠方より管理支配する気力はないであろう。チベット通商については、朝議は断固反対しており、英国の欲望は止まるところを知らない。もし嚴重に禁止する協約を締結することができたなら不可はないであろう。」と述べている。^⑨ ソールベリが「教王」の提案を行ったのが一月二日であり、一月三日とはまさに曾紀澤が総理衙門に対し、バモー割譲要求を主とする境界交渉を開始したい旨伝えた時である。総理衙門がこの曾紀澤の方針に承認を与えたことはすでに確認した。李鴻章は総理衙門以上に「虚名」さえ保つことができればいいという消極的態度だったのだろうか。

しかし、一八八五年十一月の時点で李鴻章は駐天津領事ブレナンに対し、英国によるビルマ併合を容認した上で、バモーを英国の管轄外に留め、ここに中英双方の官吏を駐在させて辺境貿易を管理することを望んでいると語り、両国が境界を接することに重大な関心を寄せていた。^⑩ キャンベルもマカートニーと『タイムズ』記事の背後に李鴻章の存在を疑っていたが、^⑪ 実際、天津とロンドンの対応は呼応していた。

また、二月三日付けで李鴻章は、あるフランス人から送られてきたという書簡を総理衙門に報告している。この書簡は、英国が大理を狙って様々な陰謀をめぐらせており、ビルマを手中に入れた今、その危険性はフランスの握るベトナム以上である、として李鴻章に警告するものであった。李鴻章はここで列挙された陰謀の中でも、回教徒反乱の可能性と外国人が大理の鉱産資源開発権を狙っているという二点を特に重視し、予防措置を講じる必要性を訴えた。^⑫ この李鴻章の報告を受け一月三日下された上諭は、雲南の督撫に辺境防衛の強化を命じている。^⑬

李鴻章のこうした動きはオコナーの感知するところでもあった。一月一八日付けの報告書には、天津からの秘密情報として、雲南・ビルマ境界地域に中国の軍隊が移動していることが伝えられたこと、また李鴻章がビルマでの英国の行動に不信感を示していることなどが記されている。さらに同報告書でオコナーは、一八八五年初めのバモーにおける反乱鎮圧に功績のあったものへの褒賞を求める雲南巡撫の上奏が、一月二一日付けの『京報』に掲載されている点を重視し、「これほど時間が経過した今、このような文書が公表されるということは、状況如何によつては中国はビルマ問題に介入する意思がある、ということを示す目的のものになされたことのように思われる」と述べている。^⑭

曾紀澤や総理衙門という正式な外交ルートではなく、このような間接的な形ではあるが、ビルマ併合により英国勢力と境界を接することへの中国側の深い警戒感が、英国側に伝えられていたのである。英国勢力をできるだけ雲南境界から遠ざけたいが、かといって辺境地域を管理する能力には欠ける中国の実情を、ビルマ王位の回復や朝貢の継続といった名分論で覆い隠しつつ、背後では英国勢力の中国西南辺境地域への侵入を阻むべく、英国側に警告を送っていたわけである。このような外交方法であれば、朝廷は名分論を主張して対面を保つことができ、また李鴻章も表立って動いてはいないので清議と対立する恐れもなく、行動を束縛される度合いも低くなるであろう。

一方、オコナーもまたビルマ人の抵抗が続く状況で、中国側の強い懸念を押してまで雲南の開放を要求する必要はないと判断したのではないだろうか。ただし、「ビルマ・チベット協定」締結交渉において、英外務省は先に曾紀澤に約束したサルウィン川東岸地域の割譲を協定案に盛り込もうとしたが、オコナーはこれに反対している。^⑮ この意味で彼の「虚名を譲っても領土は譲らない」という方針は貫かれていることになる。こうして「バモー割譲要求は曾紀澤の意見であつて北京の意思に非ず」とか「中国は虚名をとつて実利をとらず」といったイメージがまた一段と具体化された。

① この間の交渉について、総理衙門は駐英清国公使館と協議を行っていない。マカートニーにとってこの協定内容は全く予想外のもので、

曾紀澤が（実際にはマカートニー自身が）英外務省に認めさせた領土割譲などの条件が一切含まれていないことに憤慨していたらしい

(Archives of China's Imperial Maritime Customs, Vol. 2 Letter No. 1453, Campbell to Hart, Z/439, Aug. 13, 1886, p. 347)。

- ② ベーガリー事件と支那協定の概略については、坂野正高『近代中国政治外交史』(東京：東京大学出版会、一九七三年)、三三三—三三六頁参照。

- ③ 『德宗実録』巻二二五、光緒十一年九月庚子(初五日)(一〇月二二日)、頁五一八。なおこの上論に対し駐藏大臣らは「然藏番頑冥不靈能否遵從、實難逆料、即使開導、或有成效、亦不能期以歲月。應請飭下總理各國事務衙門、俟英使馬科苗到京、務將藏番頑梗瘡地瘠貧一切情形、與各省大有區別、實非可以通商之處、詳細告之、庶可息其窺伺之萌、即以杜侵陵之漸。……」と奏請しつつた(『清季外交史料』巻六三「駐藏大臣色楞額等奏派員開導藏番摺」頁一六)。

- ④ 『李鴻章全集(一)』光緒十二年四月二十六日(五月十九日)已刻「寄譯署」六二頁。

- ⑤ FO17/1063, Prince and Ministers to O'Connor, May 29, 1886, Encl. in O'Connor to Rosebery, No. 177, May 30, 1886. なおこの時期のチベットをめぐる中英両国の態度について、近著として平野聡『清帝国とチベット問題』(名古屋：名古屋大学出版会、二〇〇四年)第五章がある。

- ⑥ FO17/1063, O'Connor to Rosebery, telegram No. 25, May 31, 1886; O'Connor to Rosebery, No. 184, Jun 1, 1886.

- ⑦ ビルマより使節を派遣するつもりで「中国側は協定に「貢獻」(進貢)の文字を明記することを主張し、また内陸通商について、

芝罘協定の「特別条項」自体を撤回する、ことを主張したことが主な争点であった。最終的に「呈進万物循例舉行」の語を協定に挿入する、ことで妥協した。

- ⑧ Convention Relating to Burma and Thibet, 1886, *Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States* (Shanghai: the Statistical Department of the Inspector General of Customs, 1908) Vol. 1, pp. 314-316.

- ⑨ 『李文忠公全集』朋僚函稿、巻二〇、光緒十一年十二月初九日(一月三日)「復曾劄剛襲侯」、頁六二。()内は引用者による。

- ⑩ FO17/986, Brenan to O'Connor, Nov. 23, 1885, Encl. in O'Connor to Salisbury No. 475, Nov. 30, 1885.

- ⑪ Archives of China's Imperial Maritime Customs, Vol. 3 Telegraph No. 1415, Campbell to Hart, No. 556, Nov. 20, 1885, p. 1214; Telegraph No. 1418, Campbell to Hart, No. 557, Nov. 21, 1885, p. 1214.

- ⑫ 『李文忠公全集』譯署函稿、巻一八、光緒十一年十一月二十六日(十二月三日)「譯送法士嘉爾蕪來函」、頁一七；附「譯法國輿圖局紳士嘉爾蕪來函」、頁一七一〇。

- ⑬ 『德宗実録』巻三二〇、光緒十一年十一月癸亥(二十九日)(一八八六年十一月三日)上諭、頁一四一五。

- ⑭ FO17/1060, O'Connor to Salisbury, No. 13, Jan. 18, 1886.

- ⑮ FO17/1063, Rosebery to O'Connor, telegram No. 29, Jun. 3, 1886; O'Connor to Rosebery, telegram No. 28, Jun. 4, 1886.

ビルマ問題における中国側の対応について、曾紀澤と本国の外交政策を截然と区別し、それぞれに「実利」と「虚名」、あるいは「積極」と「消極」という評価が下されてきた。しかし、本稿で確認したように、英国のビルマ併合によって中国が危惧したのは、内陸通商ルートの確立を目指す英国と直接境界を接することから、中国西南辺境地域へ英国勢力が侵入してくることであった。これを防止しようとする点で、曾紀澤と本国の間に認識の相違はない。「公使館と北京は意見を異にする」といったイメージは、マカートニーや李鴻章との対抗上、ハートによって誇張されたものである。そして、このイメージは、朝貢継続（虚名）で譲る代わりに、中国側から領土面（実利）での譲歩を引き出したいオコナーによって受け継がれた。英国側の交渉担当者にとって都合のよいイメージが強調されたのである。

ただし、中国側にとってもこうしたイメージが必ずしも利用価値のないものであったわけではない。それは李鴻章の対応からうかがうことが出来る。李鴻章の対応は一見矛盾するように思われる。しかし、詳細にこれを考察すれば、彼なりの外交方針を見出すことができるであろう。

「ビルマ・チベット協定」の基本となるハートの協定案は、そもそもマカートニー案への対抗措置として生まれたものである。「併合容認とバモー割譲」を交換条件にするマカートニー案と、「朝貢継続と雲南開放」を交換条件にするハート案とが対立した。ビルマ併合の可能性を保持したい英国政府にとって、マカートニー案は検討する価値のあるものであった。李鴻章がマカートニー案と呼応する態度を示していたことも、オコナーの注意を引いており、彼の判断に影響を与えたことは想像に難くない。もともと、英国側の観点からすれば、バモー割譲の可能性を留保しておくことで遠征前後における中国側の介入を防いだ、という側面もあるだろう。だが、李鴻章がバモー割譲を本気で望んでいたかといえば、それはやはり英国側を牽制する手段に過ぎなかっただろう。英国側の「朝貢問題」に対する妥協的姿勢が確認されるや、李鴻

章は曾紀澤が過度にバモー割譲に固執しないよう、今度はこれを抑える行動に出たことからそれは確認される。そして交渉が行き詰ると、ビルマ総督による使節派遣という曾紀澤の提案を支持し、朝廷内で調整を図る一方、オコナーに対しては、清議の動きに注意を促しつつ、バモー割譲要求が曾紀澤・マカートニーの意見であるとの言質を与えた。つまり、ロンドンと北京との間で調整を行う立場に自らを置き、また自身のそのような役割を英国側に示すことで、英国側の、特にオコナーとの妥協を成立させたのである。

中国側にとって最も危惧されたのは、中国西南辺境地域に現在ある秩序が乱されることである。マカートニー案であれハート案であれ、当該地域に大きな変化をもたらす点は変わらない。それに対し最終的に締結された「ビルマ・チベット協定」第三条は、国境画定と通商問題の交渉を事実上棚上げしており、中英両国は辺境地域の現状維持を認める形で妥協している。同じ「虚名を譲って実利をとる」方策でも、ハート案と最終協定とは、その性格は同一のものではない。確かにオコナーとしては朝貢（虚名）と領土（実利）の取引に成功したと主張しうるだろうが、西南辺境地域の現状維持を確保した中国側からすれば、まさに「虚も実なり」であった。中英両国がこのような妥協に達し得たのは、英露対立という国際環境が第一の要因であったことは否定できないが、李鴻章を中心としたこのような中国外交の性格によるところも少なくなかったであろう。^①

しかし、英露により中国辺境が脅かされる状況が続く中、こういった中国外交に対して語られるイメージがもつ危険性を危惧する声が、中国人自身の中から起こってくる。ビルマ・雲南国境問題についても一八九〇年代初めに新しい展開が見られるのだが、その点については別稿にて論じることとしたい。^②

① ビルマ問題で李鴻章がとった外交方針は、属国と自主の「あいだ」を創出し利用した、朝鮮問題における彼の外交方針にも通じる、この時期の中国外交の底流をなす方針といえよう（李鴻章の朝鮮問題にお

ける外交政策については、岡本隆司前掲書、三七五頁参照）。ただ、このビルマ問題の争点は、ビルマの存続ではなく、中国西南地域での内陸通商とそれによる当該地域の秩序の危機であった。「ビルマ・チ

ベット協定」では西南辺境地域の秩序維持を優先し、界務・通商問題の解決を先送りしたのだが、このような外交方針に象徴される清末中国外交の性格が、以後の国境画定交渉の中でどのような変化を見せるのか、注②で述べるように、次の課題としたい。

② 英外務省が會紀澤に承認したが、一八八六年の「ビルマ・チベット

協定」には含まれなかったサルウィン側東岸シャン族の土地の割譲などの三条件をめぐり、一八九〇年代初め薛福成によって英国との間に滇緬界務交渉が再開される。この問題について、本稿で十分取り上げることのできなかった雲南現地当局の対応も含めて考察する予定である。

（京都大学文学研究科COE研究員）

The Background of the Conclusion of the Convention Relating
to Burma and Tibet between Great Britain and China in 1886 :
An Examination of the Characteristics
of China's Diplomatic Policy in the Late Qing

by

HAKODA Keiko

In the Convention Relating to Burma and Tibet, 1886, Great Britain agreed that the Burmese should send the customary tribute missions to China in exchange for Chinese recognition of the authority and rule, which Great Britain was exercising in Burma. From the standpoint of the study of the changes in the diplomatic history of modern China in the 19th century that views the "treaty system," introduced by the Western powers, as having challenged and eventually triumphed over the "tribute system," which had traditionally kept the international order in East Asia, this convention can be seen as a peculiar case. As regards this peculiarity, previous studies have explained its special character in terms of the limited relationship of China and her tributaries in contradistinction to the Western system. In short, while the Qing dynasty demanded a nominal tributary status of Burma, Great Britain adopted Hart's proposal to "cede empty words and seize the real." This view, however, overlooks the fact that Hart's proposal was originally made to counter that of Macartney and Li Hongzhang. In order to oppose Macartney's suggestion that Great Britain cede Bahmo, a trade center of the upper Irrawaddy, to China in exchange for recognition of the annexation of Burma, Hart proposed that in return for recognition of the continuation of tribute missions, China should open Yunnan to frontier trade. At this time, the question of which nation, China or Great Britain, would take the initiative in trade on the Yunnan-Burma frontier, which was expected to develop with the annexation of Burma, lay behind the rivalry between Hart and Macartney.

Another point of view generally shared by previous studies is to see the diplomacy of Zeng Jize, the Chinese Minister to Great Britain, in contrast to that of the home government (including the Zongliyamen and Li Hongzhang), regarding the former as positive and pursuing real interests and the latter as negative and satisfied with a nominal suzerainty. In fact this image of Chinese diplomacy in the late Qing period was a result of deliberate exaggeration by both sides, Hart and

O'Connor and Li Hongzhang, with the intent of promoting favorable terms in the negotiations. The Convention Relating to Burma and Tibet, 1886, was on the surface an exchange of empty words (tribute missions) for actual interests (the annexation of Burma), but at the same time in regard to the major problems of delimiting the border and regulating commerce it was actually a compromise that maintained the existing state of affairs on the Yunnan-Burma frontier. When Great Britain annexed Burma, the most important problem that China faced was the turmoil in the southwestern frontier region, which had been created by the development of frontier trade, rather than the future of Burma. However, the Qing government was barely able to exercise control over the region. So, in order to keep the existing order in the region, Li Hongzhang used various tactics, first supporting Macartney's plan, appealing for the cession of Bahmo and then watching to see what move Great Britain would make. Later, he demanded a continuation of tribute missions in exchange for Bahmo. By so doing, China secured both the empty words——tribute missions——and the actual profit——maintenance of the existing order in the southwestern frontier region.

A Reexamination of Asset Qualifications for the Employment of Han Dynasty Officials

by

TAKAMURA Takeyuki

This study combines a reassessment of the content and significance of asset qualifications in the employment of Han 漢 dynasty officials with a comprehensive examination of the influence they exerted on the lower stratum of local officials of the period. Han dynasty officials were required to own commodities required in their duties, principally a carriage and draft horse or a horse and saddle. In cases where assets possessed did not fulfill the asset qualification, appointments to office was not admitted or officials were dismissed. After the promulgation of the *Xiaolian* 孝廉 (Filial and Incorrupt) appointment system (134 BC), academic knowledge first appeared as a qualification for official appointment; however, asset qualifications continued even until the period of the Latter Han dynasty. *Tingchang* 亭長 (Neighborhood Head) was an exception to this rule, appointed without regard to assets or academic knowledge. In this case, it was the breadth of his circle of